

## 【建設工事】

R2.9.9一部修正

### 市貝町一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請要領

市貝町が発注する建設工事の一般競争または指名競争入札に参加希望する方は、次の要領により申請してください。

#### 1 入札参加資格申請の要件

次のいずれかに該当する者は、入札参加資格審査の申請をすることができません。

- (1) 建設業法第3条の許可を受けていない者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定に該当する事実があったと認められる者で、その事実があった後2年を経過しない者
- (4) 審査基準日が令和元年8月1日以降の経営に関する事項の審査（経営事項審査）を受けていない者、又は経営事項審査を受けている者で許可行政庁から総合評定値（P）の通知を受けていない者

※経営事項審査の受審月が9月～12月になる事業者の場合は、申請日時点では総合評定値の通知を受けていませんが、入札参加資格審査の申請が可能です。なお、次のような場合は、入札参加資格を申請できません。

- ①経営事項審査を受審しなかった場合。
- ②入札参加資格審査申請をした業種について、経営事項審査を受審しなかつた場合。
- ③経営事項審査を受審した結果、審査行政庁が不受理とした場合。

- (5) 税金に未納がある者
- (6) 次に定める届出の義務を履行していない者（該当の義務がない方を除く。）
  - ・健康保険法第48条の規程による届出の義務
  - ・厚生年金保険法第27条の規程による届出の義務
  - ・雇用保険法第7条の規程による届出の義務

#### 2 資格の有効期間 令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

（2021年4月1日から2023年3月31日まで）

#### 3 受付期間

- (1) 県内業者（栃木県内に主たる営業所のある申請者）  
令和2年10月19日（月）～令和2年10月29日（木）
- (2) 県外業者（栃木県外に主たる営業所のある申請者）  
令和2年10月30日（金）～令和2年11月4日（水）

※受付期間については、栃木県の取扱いと同期間とします。

#### 4 申請方法

「栃木県電子申請システム」による電子申請後、申請書類等を郵送ください。

※本町の入札参加資格の定期申請については、栃木県と県内市町で共同受付制度を導入し、申請窓口を一本化しています。共同受付の制度上、栃木県への申請は必須となり、市貝町のみ申請を行うことはできません。

※申請方法の詳細は、栃木県作成の「建設工事令和3・4年度入札参加資格審査定期申請の手引き」をご覧ください。

#### 5 申請手続きにおける留意事項

##### (1) 委任状（様式2）

市貝町発注工事の入札及び契約締結等についての権限を、支店あるいは営業所等の長（建設業法施行令第3条に規定する使用人）に年間を通じて委任する場合は、必ず提出してください。

①委任状の右上の日付は、持参する場合は提出日、郵送の場合は発送日を記入してください。

②所在地、商号又は名称、代表者氏名を記入し、「代表者印」及び「受任者印」を忘れずに押印してください。

③委任事項の欄は、該当する委任項目の数字に○を付け、1～5以外の委任事項がある場合には、6に○を付けて（ ）内に委任する事項を記入してください。

（2）証明書等は、申請書提出時における最新のもの（証明書は写し可）を提出してください。※行政書士の委任状を除く

（3）提出書類に不備があった場合は、再提出していただく場合があります。

#### 6 提出書類

（1）市貝町作成の「提出書類一覧及び要領」及び栃木県作成の「建設工事令和3・4年度入札参加資格審査定期申請の手引き」を参照し、必要な提出書類等を確認してください。

#### 7 提出部数

1部

#### 8 共同受付窓口及び郵送先

〒320-8501

栃木県宇都宮市塙田1-1-20

栃木県 県土整備部 監理課 建設業担当

TEL 028-623-2390、2391

※共通書類及び市貝町用の書類は、共に共同受付窓口への郵送ください。町では受付いたしません。

※栃木県電子申請システムの操作等に関する問い合わせはこちらになります。

## 9 問い合わせ先

〒321-3493

栃木県芳賀郡市貝町大字市塙 1280 番地

市貝町 総務課 庶務係 管財担当

TEL 0285-68-1111 FAX 0285-68-3227

メール kanzai01@town.ichikai.tochigi.jp

## 10 入札参加資格認定後の注意事項

### (1) 変更届

下表の変更が生じた場合は、「一般競争（指名競争）入札参加資格申請書記載事項  
変更届（建設工事）」（様式3）に次の書類を添付して市貝町総務課に1部提出（持参  
又は郵送）してください。

なお、控えの交付を希望する場合には、変更届の提出に併せ、その写しを提出して  
ください。（郵送の場合は、併せて返信用の切手を貼付した封筒を同封してください。）

変更届の用紙は、市貝町のホームページの申請書ダウンロードサービスからダウ  
ンロードしたものを使用してください。

（市貝町ホームページアドレス <http://www.town.ichikai.tochigi.jp>）

変更事項	添付書類	提出期限	部数
本社に 関すること	・商号（名称） ・代表者の役職、氏名 ・所在地	商業登記簿謄本（写し可） (建設業許可の変更届出書の副本の写しでも可)	事実の発生し たときから、2 週間以内（登記 を必要とする 変更について は、登記完了後 2週間以内）  1部
	・電話番号 ・FAX番号	無し	
	・建設業許可に関する こと 許可番号（許可換等）	許可通知書の写し	
受任者に 関すること	・受任者の役職、氏名 ・営業所の名称 ・営業所の所在地	契約等に関する委任状 (営業所が登記済であれ ば商業登記簿の写し)	
	・営業所の電話番号 ・営業所のFAX番号	無し	

※ 次の変更については、変更届の提出は不要です。

- ・許可番号・・・更新に伴う変更
- ・許可業種・・・事業追加及び般特の変更

- ・届出印鑑・・・代表者・受任者とも
- ・建設業災害防止協会への新規加入
- ・I S Oの新規登録/更新登録

◎「変更届」の記載について

入札参加資格取得後、資格有効期間内に商号や代表者氏名、所在地等に変更が生じた場合は、変更届が必要になります。各項目については、変更した項目のみ記載してください。変更届の用紙は、市貝町ホームページアドレスからダウンロードしたものをお使いください。

(2) 辞退届

建設業を廃業したとき、その他の理由により資格を辞退する場合には、一般競争（指名競争）入札参加資格辞退届（建設工事）を提出してください。（様式4）

(3) 組織変更等

次の場合の取り扱いについては、市貝町役場総務課庶務係（0285-68-1111）へお問い合わせください。

- ・会社合併・会社分割・営業譲渡を行うとき
- ・会社更生法・民事再生法に基づく手続き開始の決定を受けたとき

## 建設工事許可業種の内訳

土・・・土木一式		板・・・板	金
建・・・建設一式		ガ・・・ガラス	
大・・・大工		塗・・・塗	装
左・・・左官		防・・・防	水
と・・・とび・土工・コンクリート		内・・・内装	仕上
石・・・石		機・・・機械器具	設備
屋・・・屋根		絶・・・熱	絶縁
電・・・電気		通・・・電気	通信
管・・・管		園・・・造	園
タ・・・タイル・れんが・ブロック		井・・・さく	井
鋼・・・鋼構造物		具・・・建	具
筋・・・鉄筋		水・・・水道	施設
舗・・・舗装		消・・・消防	施設
し・・・しゅんせつ		清・・・清掃	施設
		解・・・解	体